

副本

平成26年(行ウ)第152号 大間原子力発電所建設差止等請求事件

原 告 函館市

被 告 国 ほか1名

第21準備書面

令和2年7月29日

東京地方裁判所民事第2部B係 御中

被告国訴訟代理人

熊 谷 明 彦

被告国指定代理人

石 壇 智 子

新 井 吐 夢

益 子 元 暢

山 門 由 美

川 村 聖

古 川 善 健

小野本 敦

守 谷 純 子

近 藤 元 樹

森 下 秀 弘

竹澤重幸
谷口真央
宮川和大
布村希志子
小林勝
樹野龍太
前田大輔
坂上陽
笠原達矢
大城朝久
仲村淳一
森川久範
前田后穂
野田直志
吉田匡志
海田孝明
田上雅彥
井藤志暢
末永憲吾
小西美菜子
小久保舞
村田太一

田口達也

正岡秀章

大浅田薰

小林源裕

第1 はじめに	6
第2 使用済燃料の貯蔵施設に係る規制の不合理性をいう原告の主張に対する反論	6
1 使用済燃料貯蔵槽が原子炉格納容器に守られておらず自然現象に対する備え が不十分であるとする原告の主張に理由がないこと	6
(1) 原告の主張	6
(2) 被告国(日本)の反論	7
2 使用済燃料貯蔵槽を標的としたテロリズム等への対策不備を指摘する原告の 主張に理由がないこと	9
(1) 原告の主張	9
(2) 被告国(日本)の反論	10
第3 電源設備に係る規制についての補足説明	11
1 発電用原子炉施設に必要とされる電源について	11
2 設計基準対象施設及び安全施設としての規制のうち、外部電源系の電源設備 に関する耐震重要度分類及び安全重要度分類について	13
(1) 電源設備が設計基準対象施設及び安全施設に該当すること	14
(2) 外部電源系の電源設備に関する耐震重要度分類について	14
(3) 外部電源系の電源設備に関する安全重要度分類について	16
第4 電源設備に係る規制の不合理性をいう原告の主張に対する反論	17
1 設置許可基準規則14条が非常用所内直流電源設備の必要な電気容量につい て具体的に定めていないことは、何ら不合理ではないこと	17
(1) 原告の主張	17
(2) 被告国(日本)の反論	17
2 外部電源系に係る耐震重要度分類及び安全重要度分類が不合理であるとする 原告の主張に理由がないこと	18
(1) 原告の主張	18

(2) 被告国の反論	18
3 設置許可基準規則 33条 7項についての原告の主張は理由がないこと	18
(1) 原告の主張	19
(2) 被告国の反論	19
ア 非常用電源の信頼性を向上させるための規制がない旨の原告の主張に理由がないこと	19
イ 設置許可基準規則 33条 7項及び設置許可基準規則の解釈 33条の 7 は、外部電源喪失期間が 7 日間を超えることも想定したものであり、原告 の主張は理由がないこと	20
4 設置許可基準規則の解釈 57条の 1についての原告の主張は失当であること	22
(1) 原告の主張	22
(2) 被告国の反論	23
5 電源設備の共通要因故障についての原告の主張には理由がないこと	24
(1) 原告の主張	24
(2) 被告国の反論	25
6 電源設備の 3 系統目となる所内常設直流電源設備の設置を 5 年間猶予することは何ら不合理ではないこと	26
(1) 原告の主張	26
(2) 被告国の反論	26

第1 はじめに

原告は、原告準備書面(10)において、使用済燃料の貯蔵施設に係る規制の不合理性を主張するとともに、原告準備書面(19)において、電源設備に係る規制の不合理性を主張している。

この点、被告国は、使用済燃料の貯蔵施設に係る規制の概要及び合理性については、平成29年11月8日付け第11準備書面（以下「被告国第11準備書面」という。）、電源設備に係る規制の概要及び合理性については、被告国の平成29年4月21日付け第9準備書面（以下「被告国第9準備書面」という。）で詳しく説明したところである。

そこで、本準備書面では、上記各準備書面のほか、原告主張に関連のあるテロ対策に係る規制の概要や合理性を述べた令和元年11月6日付け第19準備書面（以下「被告国第19準備書面」という。）や重大事故等対策に係る規制の概要や合理性を述べた平成29年1月18日付け第8準備書面の内容も踏まえ、まず、使用済燃料の貯蔵施設に係る規制の不合理性をいう原告の主張に対して反論し（後記第2）、次に、電源設備の規制の概要及び合理性につき、説明を補足した上で（後記第3）、同規制の不合理性をいう原告の主張に対して反論する（後記第4）。

なお、以下、本準備書面においては、設置許可基準規則の解釈（乙A第93号証）については、証拠番号の記載を省略する。また、略語等の使用は、本準備書面で新たに用いるもののほか、従前の例による（本準備書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。）。

第2 使用済燃料の貯蔵施設に係る規制の不合理性をいう原告の主張に対する反論

1 使用済燃料貯蔵槽が原子炉格納容器に守られておらず自然現象に対する備えが不十分であるとする原告の主張に理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、使用済燃料プール（使用済燃料の貯蔵施設の中の使用済燃料貯蔵槽をいうものと思われる。被告国第11準備書面第2の2・図2〔8ページ〕参照。）につき、外部環境との間には建屋の壁があるのみで原子炉格納容器のような特別な格納設備がなく、外部からの衝撃に対して極めて脆弱であつて、大規模な地震、津波、台風、火山活動、竜巻等といった自然現象に対する備えが不十分であり、特にABWRの炉型の発電所は、使用済み核燃料が原子炉建屋内上部に設置せざるを得ないため、地震による揺れの影響を受けやすい旨主張する（原告準備書面（10）・5ページ）。

（2）被告国の反論

ア 原告の上記主張は、具体的根拠も示さず極めて抽象的な批判をするのみであるから、理由がないことは明らかであるが、その点はひとまず措き、具体的審査基準の合理性について反論する。

イ まず、設置許可基準規則は、使用済燃料貯蔵槽につき、原告が述べる原子炉格納容器のような耐圧性を有する格納設備を設置することは要求していない。すなわち、被告国第11準備書面第2の1（6及び7ページ）で述べたとおり、使用済燃料は、原子炉運転中の炉心の燃料のように高温・高圧の環境下ではなく、大気圧の下、崩壊熱を除去するため、常温程度以下に保たれた使用済燃料貯蔵槽内の水により冠水状態で貯蔵すれば足りるところ、冠水状態を維持するための様々な対策を講じることこそが、放射性物質の放出を防ぐための合理的な規制であり、耐圧性を有する格納設備まで要求する理由はないのである。

ウ 上記のとおり、設置許可基準規則は使用済燃料貯蔵槽に原子炉格納容器のような特別の格納設備を要求していないものの、以下のとおり、使用済燃料貯蔵槽について自然災害に対する合理的な対策を求めている。

（ア） まず、設置許可基準規則は、被告国第11準備書面第2の3（1）（9ないし11ページ）で述べたとおり、使用済燃料貯蔵槽の耐震重要度分

類がSクラスに分類され、耐震重要施設（設置許可基準規則の解釈別記1の1・128ページ参照）に該当することから、基準地震動による地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものであることを要求している（設置許可基準規則4条3項）。

(イ) また、設置許可基準規則は、被告国第11準備書面第2の3(2)（1ないし15ページ）で述べたとおり、原告が指摘する地震以外の自然災害に対しても安全性が損なわれない設計とすることを要求している。すなわち、使用済燃料の貯蔵施設は、設計基準対象施設（設置許可基準規則2条2項7号）かつ安全施設（同項8号）に当たり、同規則5条及び6条により、津波及びその他の想定される自然現象に対しても安全機能（同規則2条2項5号）を損なわないものであることが要求されるの

である^{*}。

工 以上のとおり、設置許可基準規則は、使用済燃料の貯蔵施設について、地震その他の自然災害に対する合理的な対策を求めていいるのであるから、使用済燃料貯蔵槽に格納設備を要求していないことをもって自然現象に対する備えが不十分とはいはず、同対策に不備がある旨批判する原告の主張には理由がないことが明らかである。

2 使用済燃料貯蔵槽を標的としたテロリズム等への対策不備を指摘する原告の主張に理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、現行の規制基準は、テロリズム等への対策という観点から、使用

*1 なお、設置許可基準規則12条1項は「安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。」と規定しているところ、使用済燃料貯蔵槽は、重要度分類指針により定められた安全重要度分類のPS-2（異常発生防止系のクラス2）に該当する。クラス1のほか、クラス2の中でも特に自然現象の影響を受けやすい構造物等については、地震以外の自然事象に対する設計上の特段の考慮を要するものとされているが（重要度分類指針V. 2. (2), 安全設計審査指針2の2），使用済燃料貯蔵槽はMS-1である原子炉建屋内に設置されるものであり、特に自然現象の影響を受けやすいものではないから、使用済燃料貯蔵槽については、そのような特段の考慮は求められない（この点につき、被告国第11準備書面第2の3(2)（11ないし15ページ）参照）。もとより、本文で述べたとおり、使用済燃料の貯蔵施設は安全施設であり、安全機能を有していかなければならないのであるから、設置許可基準規則5条及び6条により、同貯蔵施設が設置される原子炉建屋も含めた全体の設計として、地震以外の想定される自然現象によっても使用済燃料の貯蔵施設の安全機能が損なわれないようにすることが要求されているのである。

済燃料貯蔵槽を標的とした「『サイバー攻撃』、『ミサイル攻撃』、『テロ攻撃』、『航空機の墜落』、『作業員の誤操作』等の人為の攻撃に対する備え」が不十分である旨主張するようである（原告準備書面（10）・6ページ）。

（2）被告国の反論

そもそも、原告の上記主張は、極めて抽象的な批判をするのみであるから、理由がないことは明らかであるが、その点を撇くとしても、以下のとおり、原告の主張には理由がない。

ア すなわち、設置（変更）許可の段階では、被告国第19準備書面第2の1（5ページないし10ページ）で詳しく説明したとおり、設置許可基準規則7条により、発電用原子炉施設への人の不法な侵入、爆発性又は易燃性を有する物件等の不正な持ち込み、不正アクセス等を防止するための設備を設けること（サイバーテロ等への対策を含む。同規則の解釈7条・18ページ）、同規則24条により、発電用原子炉施設には、安全施設に属するもの（使用済燃料の貯蔵施設もこれに含まれる）につき、不正アクセス行為等を防止する（同条6号）などの機能を有する安全保護回路を設けることとしているように、使用済燃料の貯蔵施設についても各種テロの事前防止対策が要求されている。さらに、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズム等による大規模損壊発生時において可搬型設備等による対応を行う際に必要となる体制の整備に関し、特に使用済燃料の貯蔵施設につき、技術的能力基準「II 要求事項」「2. 1 可搬型設備による対応」の「四」において、「大規模損壊発生時における使用済燃料貯蔵槽の水位を確保するための対策及び燃料体の著しい損傷を緩和するための対策に関すること」についての手順書が適切に整備されていること、又は整備される方針が適切に示されていることを要求している（乙A第94号証・7、37及び38ページ）。なお、設置（変更）許可後の段階における規制についても、被告国第19準備書面の第2の2（10ページないし12ペー

ジ) のとおり、発電用原子炉施設に対する保安ないし核燃料の防護のための各種措置が要求されており、使用済燃料の貯蔵施設もその対象に含まれている。

イ また、原告が主張する「ミサイル攻撃」については、我が国の法体系上、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年6月13日法律第79号。以下「事態対処法」という。）に基づいて国家が対処することが予定されており（「国民の保護に関する基本指針」（最終変更平成29年12月）・乙A第125号証・72ないし75ページ）、原子炉等規制法上、原子力事業者がこれを行うことは予定されていない。

ウ 以上のとおり、使用済燃料の貯蔵施設についても、各種テロ対策が講じられており、その内容は十分に合理的なものであるから、同対策の不十分さを指摘する原告の主張には理由がない。

第3 電源設備に係る規制についての補足説明

1 発電用原子炉施設に必要とされる電源について

発電用原子炉施設に必要とされる電源については、被告国第9準備書面第1（6及び7ページ）で述べたとおりであるが、以下では、再度、図を交えて説明する。

(1) 発電用原子炉施設内で必要とされる電源は、電気自体の性質により交流電源と直流電源に分類される。交流電源は、炉心を冷却するために水を供給する大型ポンプ等の機器を動作させるために用いられ、直流電源は、各機器の制御や原子炉の各種パラメータを監視する計測制御用の機器等を動作させるために用いられる。これらの電源から生じる電力は、電源設備によって発電用原子炉施設内の各設備等に供給される。

(2) また、発電用原子炉施設内で必要とされる電源は、その用途により、常用

電源と非常用電源に分類される。通常運転時には、例えば前記(1)の大型ポンプ等を動かすために必要となる交流電源は、常用交流電源として、原子炉からの蒸気で駆動する発電機からの所内電力供給や外部電源から電線路を通じて供給される外部電源系が利用される。また、前記(1)の計測制御用の機器等を動かすために用いられる直流電源は、通常は上記の常用交流電源から供給される交流が直流に変換されて供給される。一方、事故等の発生時には、交流電源は、上記の外部電源系が健全であればそれを利用し、併せて、非常用交流動力電源として、非常用ディーゼル発電機を待機させ、外部電源系が機能喪失した場合には、非常用ディーゼル発電機から電力を供給することとなる。また、直流電源は、外部電源系や非常用ディーゼル発電機から供給された交流が直流に変換されて供給されるが、外部電源系が機能喪失し、非常用ディーゼル発電機の機能も喪失した場合には、非常用直流電源として、蓄電池等を用いることとなる。

(3) 以上の各電源を確保するために必要となる発電用原子炉施設内の電源設備の具体的な例としては、①発電用原子炉施設外の電源（外部電源）から交流の電力を供給する電線路（送電線）、②電線路と発電用原子炉施設内の母線とを接続・遮断するための設備である開閉所、③外部電源から供給された電力の電圧を変圧するための変圧器、④外部電源喪失等の非常時に交流電源を所内に供給するための非常用ディーゼル発電機、⑤供給された電力を発電用原子炉施設内の各設備に供給するための所内配電設備、⑥非常用直流電源として直流電源を供給するための蓄電池等がある。

なお、以下の図1のとおり、外部電源系のうち、発電用原子炉施設外に設置されている電線路等は、同施設の設備ではなく、設置許可基準規則の規制対象外である。

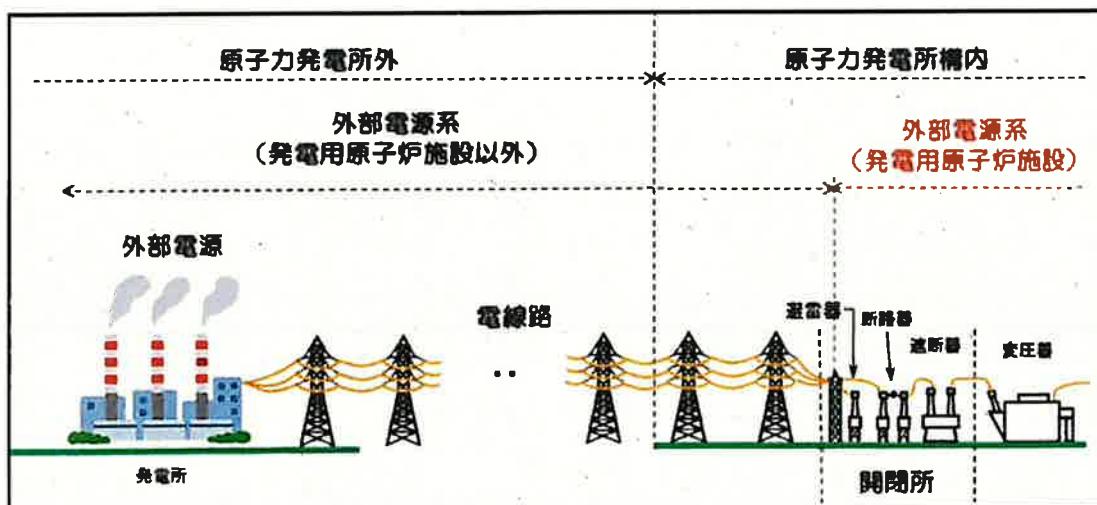
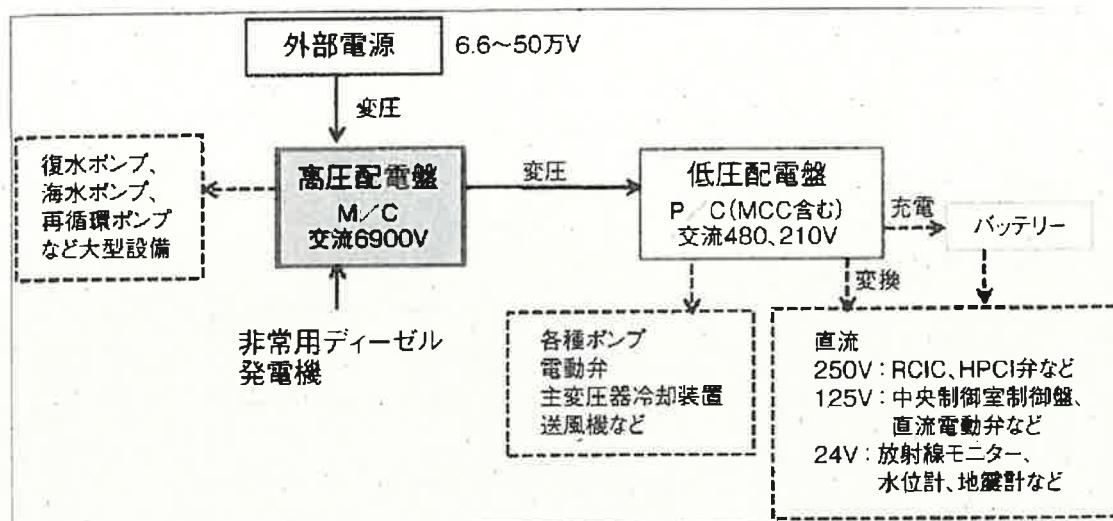


図1 外部電源系のイメージ



(出典: 畑村洋太郎ほか「福島原発事故はなぜ起ったか」43ページ)

図2 電源系統図のイメージ

2 設計基準対象施設及び安全施設としての規制のうち、外部電源系の電源設備に関する耐震重要度分類及び安全重要度分類について

前記1で述べた電源設備に係る設置要求や、設置許可基準規則における事故防止対策及び重大事故防止対策については、被告国第9準備書面第2（7ページ以下）で述べたとおりである。ここでは、原告が問題としている外部電源系の耐震性に係る耐震重要度分類及び安全性に係る安全重要度分類について詳し

く説明する。

(1) 電源設備が設計基準対象施設及び安全施設に該当すること

電源設備は、発電用原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となる施設であって、設計基準対象施設（設置許可基準規則2条2項7号）かつ安全施設（同項8号）に該当する。

そのため、電源設備には、前記第2の使用済燃料の貯蔵施設と同様、地震・津波による損傷の防止（同規則4条及び5条）、その他の自然現象を含む外部からの衝撃による損傷の防止（同規則6条）などの設計基準対象施設や安全施設に係る規定が適用され、これらの外部事象によって安全機能が損なわれることのないように設計することが要求されている。また、安全施設に係る規定（同規則12条）も適用されるため、その安全機能の重要度に応じて、安全機能を確保し得る設計が要求されている。

(2) 外部電源系の電源設備に関する耐震重要度分類について

ア 耐震重要度分類は、地震による損傷の防止について定める設置許可基準規則4条に係る同規則の解釈別記2の2（130及び131ページ）に規定されており、設計基準対象施設は、それぞれの耐震重要度に応じてSクラス、Bクラス、Cクラスに分類される（詳しくは被告国第11準備書面第2の3(1)ア・9及び10ページ）。

イ この点、設置許可基準規則は、外部電源系について、被告国第9準備書面第2の2(1)イ(1)（11及び12ページ）で述べたとおり、互いに独立した電線路を少なくとも二回線は設けることを要求するなどして、発電用原子炉内開閉所の外部の電源系統から安全施設への電力の供給を停止することのない設計を求めている（設置許可基準規則33条4項及び5項）。もっとも、外部電源系は遠く離れた発電所等から電線路等を経由して供給されるものであるところ、長大な電線路や経由する変電所全てについて高

い信頼性を確保することは不可能であり、また、電力系統の運用の状況によりその信頼性が影響を受け、発電用原子炉施設側からは管理できず、さらには、前記1(3)のとおり、発電用原子炉施設外の電線路等は同施設の設備ではないことから、事故等の発生時には、外部電源系による電力供給は期待せず、非常用電源設備で対応することとしている。なお、外部電源系の喪失を想定し、非常用電源設備等で対応すべきものとして規制上の要求をすることは、IAEA安全基準の「原子力発電所の安全：設計（S S R-2/1 [Rev. 1]）」等とも整合する世界共通の考え方である（乙A第25号証・70及び71ページ）。

そのため、外部電源系のうち発電用原子炉施設内にある開閉所等の電源設備は非常用電源設備ではなく、設置許可基準規則の解釈別記2の2三で定めるCクラス、つまり「耐震重要度分類のSクラスに属する施設及びBクラスに属する施設以外の一般産業施設又は公共施設と同等の安全性が要求される施設」に該当するので、Cクラスに分類される（なお、外部電源系のうち発電用原子炉施設外にある電線路等は、前記1(3)で述べたとおり同施設の設備ではないため、設置許可基準規則の規制対象外である。）。

一方、事故等の発生時に非常用交流電源設備となる非常用ディーゼル発電機は、設置許可基準規則の解釈別記2の2一で定めるSクラス、つまり「原子炉停止後、炉心から崩壊熱を除去するための施設」及び「原子炉冷却材圧力バウンダリ破損事故後、炉心から崩壊熱を除去するための施設」等に電力を供給するための設備に該当するので、Sクラスに分類される。

ウ このように、設置許可基準規則は、耐震重要度分類において、外部電源系の発電用原子炉施設内の電源設備をCクラスとする一方、非常用電源設備をSクラスとし、十分な耐震性を要求しており、その施設及び設備に求められる機能の違いを踏まえた合理的かつ適切な耐震重要度分類をしている。（以上につき、「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」

(平成30年12月19日改訂)・乙A第41号証・194及び195ページ)

(3) 外部電源系の電源設備に関する安全重要度分類について

ア 設置許可基準規則12条1項に係る同規則の解釈は、同項のいう「安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたもの」につき、重要度分類指針によるものとしている（詳しくは被告国第11準備書面第2の3(2)

ア・11及び12ページ）。

イ そして、重要度分類指針は、PS-3（異常発生防止系のクラス3）を「異常状態の起因事象となるものであって、PS-1及びPS-2以外の構築物、系統及び機器」などと定義し、PS-3に当たる機能として、「電源供給機能（非常用を除く。）」を挙げているところ（同指針〔III. 2. 第2表〕・乙A第20号証・3ページ），外部電源系の電源設備のうち発電用原子炉施設内にある開閉所等の設備はこれに該当するので、PS-3に分類される（なお、外部電源系のうち発電用原子炉施設外にある電線路等は、前記1(3)で述べたとおり、同施設の設備ではないため、設置許可基準規則の規制対象外である。）。

一方、事故等の発生時に非常用交流動力電源となる非常用ディーゼル発電機による電力供給機能は、重要度分類指針が定めるMS-1（異常影響緩和系のクラス1），つまり「安全上必須なその他の構築物、系統及び機器」に該当するので、MS-1に分類される（同指針〔III. 2. 第2表〕・乙A第20号証・2ページ）。このように、設置許可基準規則及び重要度分類指針は、外部電源系の発電用原子炉施設内の電源設備をPS-3と分類する一方、非常用電源設備をMS-1と分類し、十分な信頼性を要求しているのであり、その施設及び設備の機能の違いを踏まえた合理的かつ適切な安全重要度分類をしている。

（以上につき、「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（平

成30年12月19日改訂)・乙A第41号証・192及び193ページ)

第4 電源設備に係る規制の不合理性をいう原告の主張に対する反論

1 設置許可基準規則14条が非常用所内直流電源設備の必要な電気容量について具体的に定めていないことは、何ら不合理ではないこと

(1) 原告の主張

原告は、「福島第一原発事故を踏まえた最低の必要時間を規定すべき」であるにもかかわらず、設置許可基準規則14条及び同規則の解釈には、非常用所内直流電源設備の必要な電気容量についての具体的な規定がないことから、「未だ不十分な基準にとどまっている」などと主張する(原告準備書面(1)第2の2(4)及び(5)・9ページ)。

(2) 被告国(日本)の反論

しかしながら、個々の発電用原子炉施設によって、電源設備の仕様等はそれぞれ異なるため、当然のことながら、各発電用原子炉施設において、具体的にどのような非常用所内直流電源設備が必要となるか、あるいは、非常用所内直流電源設備の電気容量がどの程度必要となるか等については、各原子力発電所ごとに異なるものである。

そのため、設置許可基準規則14条では、非常用所内直流電源設備について、具体的な電気容量等を要求するのではなく、被告国第9準備書面第2の2(1)ウ(14及び15ページ)で述べたとおり、全交流動力電源喪失に備えて、重大事故等に対処するための電源設備から電力が供給されるまでの間の一定時間確保できることを要求しているのであって(同規則の解釈14条の1・35ページ)、同規則14条の規定は必要な限度で具体性を有している。なお、同規則は、被告国の令和元年7月17日付け第18準備書面で述べたとおり、海外の知見を参考にしつつ、福島第一発電所事故の教訓や各専門分野の学識経験者等の専門技術的知見を基に策定されたものであるが(同

書面の第4・28ページ), 発電用原子炉の設置(変更)許可を求める申請者において, より良い対策が立案されることを促すため, 性能要求として規定されている(「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」(平成30年12月19日改訂)・乙A第41号証・165ページ)。

よって, 原告の前記主張は, 電源設備に係る現在の規制基準を正解していないものであって, 理由がない。

2 外部電源系に係る耐震重要度分類及び安全重要度分類が不合理であるとする原告の主張に理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は, 「外部電源系は相変わらずPS-3(中略)のままであり, 耐震重要度分類もCクラスのままである。外部電源系をPS-3のままに止め置く重要度分類指針及び耐震重要度分類をCクラスに止め置く設置許可基準規則4条の解釈(中略)は, 具体的審査基準として明らかに不合理である」(原告準備書面(19)第2の3(2)オ・11ページ)などと主張する(同趣旨:訴状第6章第2の6・91及び92ページ, 原告準備書面(15)第2・9及び10ページ)。

(2) 被告国(反論)

前記第3の2のとおり, 設置許可基準規則は, 事故時には外部電源系による電力の供給を期待するのではなく, 非常用電源設備で対応することとしており, 設備及び機能の違いを踏まえて, 外部電源系は耐震重要度Cクラス, 安全重要度PS-3に分類する一方, 非常用ディーゼル発電機は耐震重要度Sクラス, 安全重要度MS-1に分類しているのであって, かかる分類は合理的かつ適切である。原告の主張は, このような分類の基にある考え方を理解することなく, 外部電源系に対する分類が低いことのみを捉えて批判するものであり, 理由がない。

3 設置許可基準規則33条7項についての原告の主張は理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、「福島第一原発事故の教訓を踏まえるならば、外部電源喪失は少なくとも9日間以上を仮定して、非常用電源の容量は9日以上を備えることが要求されなければならない」「設置許可基準(マ)33条7項及び同規則の解釈は、外部電源喪失の場合に非常用電源が必ず機能する前提で規定されているが、(中略)非常用電源の信頼性を向上させるための(中略)規制がなされていない。この規制がないままでは、非常用電源の容量は7日分では明らかに不足しており、設置許可基準規則解釈33条7項は明らかに不合理」とあると主張する(原告準備書面(19)第2の3(3)・13ページ)。

(2) 被告国の反論

ア 非常用電源の信頼性を向上させるための規制がない旨の原告の主張に理由がないこと

設置許可基準規則は、安全施設に該当する非常用電源設備及びその附属設備は「多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保」しなければならないことを要求しているのであって(同規則12条2項及び同規則の解釈12条の3ー〔24及び25ページ〕並びに同規則33条7項)，例えば、ある系統を構成する非常用ディーゼル発電機に单一故障が生じた場合でも、別の系統を構成する非常用ディーゼル発電機で対応できるようにすることを要求している(被告国の平成29年8月2日付け第10準備書面(以下「被告国第10準備書面」という。)の第2の1〔6ないし11ページ〕を参照)。加えて、設置許可基準規則は、全交流動力電源喪失対策設備として、蓄電池等の電源設備の設置を要求するとともに(同規則14条及び同規則の解釈14条〔35ページ〕)，被告国第9準備書面第2の3〔17ないし19ページ〕で述べたとおり、重大事故等対処設備として、電源車といった可搬型代替電源設備等の設置を要求しており(同規則57条1項及び2項並びに同規則の解釈57条の1及び2〔118及び119ペー

ジ)), 同規則33条で定める非常用電源設備の全てが使用できない事態をも想定しているところである。

以上のとおり、設置許可基準規則は、非常用電源設備について、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならないことを要求した上で、非常用電源設備の安全機能が喪失した場合においても可搬型代替電源設備等の設置を要求しているのであって、「非常用電源の信頼性を向上させるための（中略）規制がなされていない」旨の原告の主張には、理由がない。

イ 設置許可基準規則33条7項及び設置許可基準規則の解釈33条の7は、外部電源喪失期間が7日間を超えることも想定したものであり、原告の主張は理由がないこと

「非常用電源の容量は7日分では明らかに不足」（原告準備書面(19)第2の3(3)・13ページ）しているとする原告の主張は、設置許可基準規則33条7項の趣旨に対する正確な理解を欠いたものであり、理由がない。

すなわち、同規則33条7項の策定に当たっては、原子炉施設等基準検討チームの平成25年1月18日発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第10回会合及び同月31日同検討チーム第13回会合において、重大災害によって原子炉が孤立した事態に外部支援が受けられるまでの日数について議論され、「7日までに外部支援が受けられるということになりますし…外部支援も考えますと、外部電源の復旧というのは、この7日より遅れた場合にも対応できるということだと思います」、「外部電源喪失の場合についても、7日間あれば、少なくとも外から来て、このDG（引用者注：非常用ディーゼル発電機を指す。）の燃料の補給が可能になるだろうということで、7日間という整理をさせていただいた次第です」などと発言がなされている（前記検討チーム第10回会合議事録〔乙

A第126号証・5ページ〔山田技術基盤課長及び山形重大事故対策基準統括調整官発言〕], 前記検討チーム第13回会議事録〔乙A第127号証・12ページ〔山田技術基盤課長発言〕〕)。これらの発言の趣旨は、外部電源喪失に至った場合であっても、遅くとも7日間のうちには、非常用ディーゼル発電機等による発電に必要な燃料が外部支援により敷地外から供給されるから、同発電機の7日分の連続運転に必要な燃料さえ確保しておけば、仮に外部電源の復旧までに要する期間が7日間を超えたとしても、同発電機等による発電が途絶えることはなく、発電用原子炉施設の炉心の冷却等に必要な電力が維持されるというものである。

また、同検討チームにおける議論を踏まえて作成された設置許可基準規則等の骨子案に係る意見公募手続を行った際、国民から提出された「福島事故では外部電源の復旧までに10日かかっていることから考えて、電源確保を求める期間が7日間では短いのではないか。」との意見に対しても、前記発言の趣旨と同様、「7日間あれば、外部からの支援により燃料の供給が確保され、非常用ディーゼルを継続して運転することが可能になるとの考え方としています。」と回答されている(平成25年度第1回原子力規制委員会資料5〔別紙1〕・乙A第82号証・59ページ)。

このような策定経緯に照らせば、設置許可基準規則33条7項は、は非常用ディーゼル発電機等による発電に必要な燃料が外部支援により敷地外から供給されるまでに要する期間が遅くとも7日間であることを前提に、その期間中に外部電源が復旧しないことを仮定しても、同発電機等の連続運転により必要となる電力を供給できること及び7日分の連続運転に必要な燃料を敷地内に貯蔵しておくことを求める趣旨であることは明らかである。原告は、設置許可基準規則の解釈33条の7の「7日間の外部電源喪失を仮定しても」との文言のみを断片的に取り上げて、設置許可基準規則33条7項につき、外部電源喪失が7日以内に解消されることを前提とし

ているなどと独自の理解に基づいた批判をするようであるが、そのような批判は、何ら根拠のないものである。

そして、非常用ディーゼル発電機等による発電に必要な燃料が外部支援により敷地外から供給されるまでに必要な期間を「7日間」と設定した理由は、福島第一発電所事故の際、外部支援により免震重要棟のガスタービン発電機に敷地外から燃料を供給するのに3日程度を要したという教訓を踏まえ、より保守的に、少なくとも7日間としたものである（乙A第41号証・185ページ）。

したがって、仮に、原告らが主張するように、福島第一発電所事故の場合のように、外部電源の復旧までに9日以上を要する場合であっても、設置許可基準規則の解釈33条の7の規定が遵守されていれば、少なくとも、当初の7日間は敷地内に貯蔵してある燃料によって非常用ディーゼル発電機等を稼働させて非常用冷却設備に電力を供給し、8日目以降は外部から補給される燃料により非常用ディーゼル発電機等を稼働させて非常用冷却設備に電力を供給することによって、外部電源に依存せず、間断なく炉心冷却等を行うことができるのである。

以上のとおり、設置許可基準規則33条7項及び同規則の解釈33条の7は、福島第一発電所事故の際に外部支援による敷地外からの燃料供給に要した時間を踏まえた十分に保守的な規定となっているのであって、原告の主張は、同規則及び同規則の解釈の策定経緯や趣旨を正解せず、規定の一部の文言のみを捉えた独自の解釈に基づくものであって、理由がない。

4 設置許可基準規則の解釈57条の1についての原告の主張は失当であること

(1) 原告の主張

原告は、福島第一発電所事故の教訓を踏まれば、「原発の安全確保を人の積極的活動に期待することは、（中略）困難である」（原告準備書面(19)第2の4(3)ア・14及び15ページ）などと指摘した上で、EURの文書を

根拠として、「国際的な基準を踏まえるならば、代替電源設備については可搬型設備ではなく、一次的には常設型設備を要求すべきである。常設型の設備を十分に要求することなく、初めから可搬型でよいとしている設置許可基準規則の解釈 57 条 1 項は不合理」（同書面第 2 の 4 (3) ア・15 ページ）であり、「このような設置許可基準規則（及びその解釈）が放置されたまま（中略）設置変更許可がなされれば、本件原発について常設型の代替電源設備が用意されないまま稼働してしまう蓋然性がある」（同書面第 2 の 4 (3) ア・同ページ）などと主張する。

(2) 被告国の反論

しかしながら、設置許可基準規則の解釈 57 条の 1 は、「常設代替電源設備として交流電源設備を設置すること」（同規則の解釈 57 条の 1 a) ii)・118 ページ）や、「所内電気設備（モーターコントロールセンター (MCC)、パワーセンター (P/C) 及び金属閉鎖配電盤 (メタクラ) (MC) 等^{*2}）は、代替所内電気設備を設けることなどにより共通要因で機能を失うことなく、少なくとも一系統は機能の維持及び人の接近性の確保を図ること」（同規則の解釈 57 条の 1 e)・119 ページ）などと明記しているとおり、可搬型の設備だけでなく、常設設備をも組み合わせることで、重大事故等に対処するための電源設備を設けなければならないとしているのである（参照：「実用発電用原子炉に係る新規制基準について－概要－」（原子力規制委員会）・乙 A 第 95 号証・8 ページ）。すなわち、設置許可基準規則の解釈 57 条の 1 には、原告が指摘するような「初めから可搬型でよい」原告準備書面 (19) 第 2 の 4

*2 設置許可基準規則の解釈 57 条の 1 e) で例示列挙されている所内電気設備のうち、モーターコントロールセンター (MCC) の機能については、「東京電力福島第一発電所事故の技術的知見について」（乙 A 第 55 号証）の 361 枚目（参考資料 257 ページ）を参照。また、パワーセンター (P/C) の機能については、同号証の 360 枚目（参考資料 256 ページ）、そして金属閉鎖配電盤 (メタクラ) (MC) の機能については、同号証の 359 枚目（参考資料 255 ページ）を参照。

(3) ア・15ページ) とするような趣旨の記載はなく、むしろ常設設備を設置すべきことを明記しているのである。

したがって、原告の主張は、設置許可基準規則の解釈57条の1を正解することなく、独自の解釈に基づくものであって、失当である。

なお、原告が国際基準として挙げているEURの文書については、被告国第19準備書面において、規制基準ではないことを既に述べたところである（同書面第4の2(2)・21及び22ページ）。また、設置許可基準規則等で定める重大事故等対策に係る規制基準は、米国で採用されている可搬型の設備での対応を基本とし（「実用発電用原子炉に係る新規制基準について一概要」（原子力規制委員会）・乙A第95号証〔8ページ〕、平成24年10月25日発電用軽水型原子炉の新安全基準に関する検討チーム第1回会合資料2・乙A第107号証〔12, 14及び15ページ〕、同会合議事録・乙A第108号証〔32ないし34ページ〔山形重大事故対策基準統括調整官発言〕〕）、IAEA等の国際基準を参考とした最新の科学的・技術的知見を踏まえた非常に厳しい要求事項を定めたものであり、IAEAによる総合規制評価においても、「福島第一原子力発電所の事故の教訓を日本の法的枠組みに迅速かつ実効的に反映させた」との評価を受けた合理的なものである（「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（平成30年12月19日改訂）・乙A第41号証・138ページ、平成28年度第5回原子力規制委員会臨時会議資料1別添2「日本への総合規制評価サービス（IRS）ミッション報告書」）・乙A第128号証の1及び同号証の2・9ページ）。

5 電源設備の共通要因故障についての原告の主張には理由がないこと

(1) 原告の主張

原告は、設計基準対象施設の電源と重大事故等対処施設の電源が共通要因故障により同時に喪失することがあり得ることを前提にして、そのような共

通要因故障をもたらさないように基準を策定しなければならないところ、設置許可基準規則の解釈39条の2は、常設耐震重要重大事故防止設備（同規則38条1項1号参照）が設置される重大事故等対処施設につき、基本的に設計基準対象施設が属する耐震重要度分類を適用することとしており、同設備に当たる常設代替電源設備（同規則の解釈57条の1項a) ii) 参照）の耐震性の基準が設計基準対象施設の電源の耐震性の基準と同等で良いとしている点で不合理である旨主張する（原告準備書面(19)第2の4(3)イ・15ないし17ページ）。

(2) 被告国の反論

しかしながら、重大事故等に対処するための電源設備³については、重大事故等対処設備に共通する一般的な要求事項を定める設置許可基準規則43条の規定が適用されるところ、同条は、「常設重大事故防止設備は、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること」（同条2項3号）や「重大事故防止設備のうち可搬型のものは、共通要因によって、設計基準事故対処設備の安全機能（中略）と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること」（同条3項7号）と規定しており、重大事故防止設備が、共通要因によって設計基準事故対処設備の安全機能と同時にその機能が損なわれないよう、可能な限り多様性を考慮することを要求している（同規則の解釈43条の4・97ページ〔詳細は、「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（平成30年12月19日改訂）・乙A第41号証・140, 142ページ, 187ないし190ペー

*3 一例として、電源車やバッテリ等の「可搬型代替電源設備」がある（設置許可基準規則の解釈43条の5(a)・97及び98ページ〔詳細は、「実用発電用原子炉に係る新規制基準の考え方について」（平成30年12月19日改訂）・乙A第41号証・187ページを参照。〕）。

ジを参照。])。さらに、設置許可基準規則43条3項7号では、同規則2条2項15号で定める重大事故防止設備のうち可搬型のものは、「共通要因によって（中略）常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること」、すなわち、設計基準事故対処設備だけでなく、常設重大事故防止設備が機能を喪失した場合においても、機能を維持できることを要求している。

以上のとおり、設置許可基準規則は、耐震性に関する要求に重ねて、設計基準事故対処設備と重大事故防止設備が共通要因によって同時に機能の喪失をしないよう、各種安全対策を要求しているのである。原告の主張は、かかる各種安全対策の体系を理解せず、重大事故等対処施設の耐震性につき、基本的に設計基準対象施設が属する耐震重要度分類を適用することのみを捉えて批判するものであって、理由がない。

6 電源設備の3系統目となる所内常設直流電源設備の設置を5年間猶予することは何ら不合理ではないこと

(1) 原告の主張

原告は、電源設備の3系統目となる所内常設直流電源設備の設置（設置許可基準規則57条2項）を5年間猶予（設置許可基準規則附則2項）したことは、設置が完了するまで安全性が不足していることを認めていることにはかならないなどと主張する（原告準備書面(19)第2の4(3)ウ・17ページ）。

(2) 被告国の反論

しかしながら、設置許可基準規則57条2項は、同規則33条2項により設置される非常用電源設備及び同規則57条1項の規定により設置される電源設備の2系統のほか、設計基準事故対処設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において、炉心の著しい損傷や原子炉格納容器の破損等を防止するため、常設の直流電源設備を3系統目として設置しなけれ

ばならないことを定めているところ、同規則57条2項により要求されている3系統目の機能は、同規則33条2項及び57条1項による2系統の電源設備の配置によって既に重大事故等対策に必要な機能として要求されているものについて、更なる機能の信頼性向上のためのバックアップ対策として設けられるべきものであって（平成27年度第40回原子力規制委員会資料4-1・乙A第129号証・1ないし3ページ）、上記2系統では信頼性に欠けるというわけではなく、所内常設直流電源設備が設置されていなければ、直ちに危険が生じるものではない。そして、既に工事に着手し、又は、既に設置されている発電用原子炉施設については、新たに所内常設直流電源設備を3系統目として設けなければならず、その審査、工事等に一定の期間が必要であることから、猶予期間が設けられたものであって、何ら不合理ではないというべきである。

したがって、原告の主張は理由がない。

以上

略称語句使用一覧表

平成26年(行ウ)第152号
大間原子力発電所建設差止等請求事件
原告:函館市

略語	語彙	書面	ページ
数字			
2号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力」	第5準備書面	28
3号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「その者に重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる技術的能力があること。」	第5準備書面	28
4号要件	「原子炉設置(変更)許可」の基準の一つである、「発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。」	第5準備書面	26
英字			
IAEA	国際原子力機関	第12準備書面	5
IAEA安全基準	IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants:Design, Specific Safety Requirements No. S SR-2/1」	第3準備書面 ※第19準備書面で変更	61
IAEA安全基準SSR-2/1	IAEA安全基準「Safety of Nuclear Power Plants:Design, Specific Safety Requirements No. S SR-2/1」	第19準備書面 ※第3準備書面から変更	13
MS	異常影響緩和系	第11準備書面	12
PS	異常発生防止系	第11準備書面	12
JNES	独立行政法人原子力安全基盤機構	第16準備書面	13
IAEA閣僚会議日本政府報告書	原子力安全に関するIAEA閣僚会議に対する日本国政府の報告書—東京電力福島原子力発電所の事故について	第18準備書面	12
IAEA安全基準	原子力安全に係るIAEAの基準	第19準備書面	13
IAEA核セキュリティ基準	核セキュリティに係るIAEAの基準	第19準備書面	13

IAEA憲章	国際原子力機関憲章	第19準備書面	13
IAEA安全基準NS-R-3(改定第1版)	"Site Evaluation for Nuclear Installations" No.NS-R-3(Rev.1)	第19準備書面	18
IAEA安全基準SSR-1	新に策定されたIAEA安全基準SSR-1 "Site Evaluation for Nuclear Installations"	第19準備書面	19
EUR	European Utility Requirements	第19準備書面	19
あ			
安全重要度分類	発電用軽水原子炉施設の安全性を確保するために必要な各種の機能について、安全上の見地から定めた相対的重要度	第11準備書面	9
安全審査指針類	旧原子力安全委員会が策定してきた各指針	第5準備書面	36
安全設計審査指針	発電用軽水型原子炉施設に関する安全設計審査指針 (平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
安全評価指針	発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定、平成13年3月29日一部改訂)	第3準備書面	11
い			
伊方最高裁判決	最高裁判所平成4年10月29日第一小法廷判決・民集46巻7号1174ページ	答弁書	27
異常影響緩和機能	発電用原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を収束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が発電用原子炉を設置する工場又は事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止する機能	第10準備書面	7
異常発生防止機能	その機能の喪失により発電用原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能	第10準備書面	7
伊東弁護士「再論」	伊東良徳弁護士が月刊「科学」2014年3月号(電子版)に掲載した「再論 福島第一原発1号機の全交流電源喪失は津波によるものではない」	第3準備書面	30
入倉氏	入倉孝次郎京都大学名誉教授	第20準備書面	9
お			
大熊町	福島県双葉郡大熊町	第3準備書面	9
屋外火災	屋外における火災	第13準備書面	24
屋内火災	屋内における火災	第13準備書面	24

女川発電所	東北電力株式会社女川原子力発電所	第18準備書面	19
か			
改正原子力基本法	平成24年改正後の原子力基本法	第1準備書面	41
改正原子炉等規制法	平成24年改正後の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
外部事象	地震などの自然現象と外部人為事象といった発電所外の事象	第10準備書面	6
仮想事故	重大事故を超えるような技術的見地からは起るとは考えられない事故	第17準備書面	10
核セキュリティ勧告I NFCIRC/225(改訂第5版)	「核物質及び原子力施設の物理的防護に関する核セキュリティ勧告」(INFCIRC/225/Revision 5)	第19準備書面	16
技術基準規則			
技術基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第6号)	第4準備書面	11
技術基準適合命令	平成24年改正前電気事業法40条に基づく、経済産業大臣による事業用電気工作物の修理、改造、移転、使用の一時停止、使用の制限の命令	第5準備書面	11
技術的能力基準	実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準	第13準備書面	10
基準地震動による地震力	耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力	第7準備書面	13
基準津波	設計基準対象施設の供用中に大きな影響を及ぼすおそれがある津波	第13準備書面	10
規制法	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和52年法律第80号による改正前のもの)	第6準備書面	16
行訴法	行政事件訴訟法	答弁書	6
緊急時対応	避難計画を含むその地域の緊急時における対応	第12準備書面	12
基本的目標a	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のa	第17準備書面	9
基本的目標b	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のb	第17準備書面	9
基本的目標c	立地審査指針1及び2ページの基本的目標のc	第17準備書面	9
け			
原告第2準備書面	原告の平成26年9月30日付け第2準備書面	第1準備書面	8
原告準備書面(5)	原告の平成26年12月18日付け準備書面(5)	第7準備書面	5

原告準備書面(6)	原告の平成27年3月12日付け準備書面(6)	第6準備書面	6
原告準備書面(9)	原告の平成27年9月29日付け準備書面(9)	第7準備書面	5
原告準備書面(10)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(10)	第11準備書面	5
原告準備書面(11)	原告の平成27年10月6日付け準備書面(11)	第6準備書面	6
原告準備書面(12)	原告の平成28年1月19日付け準備書面(12)	第6準備書面	6
原告準備書面(13)	原告の平成28年(2016年)1月19日付け原告準備書面(13)	第6準備書面	6
原告準備書面(14)	原告の平成28年4月20日付け準備書面(14)	第17準備書面	5
原告準備書面(15)	原告の平成28年4月20日付け準備書面(15)	第15準備書面	6
原告準備書面(18)	原告の平成28年10月18日付け準備書面(18)	第16準備書面	8
原告準備書面(19)	原告の平成28年10月18日付け原告準備書面(19)	第9準備書面	6
原告準備書面(20)	原告の平成29年1月18日付け原告準備書面(20)	第13準備書面	7
原告準備書面(21)	原告の平成29年4月21日付け原告準備書面(21)	第17準備書面	5
原告準備書面(22)	原告の平成29年4月21日付け原告準備書面(22)	第12準備書面	5
原告準備書面(35)	原告の令和元年7月9日付け原告準備書面(35)	第19準備書面	5
原子力利用	原子力の研究、開発及び利用	第5準備書面	12
原子炉設置(変更) 許可	原子炉設置許可又は原子炉設置変更許可	第5準備書面	26
原子炉等規制法	平成24年改正前原子炉等規制法と改正原子炉等規制法を区別しないとき	答弁書	5
検討チーム	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム	第16準備書面	13
原則的立地条件(1)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(1)	第17準備書面	8
原則的立地条件(2)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(2)	第17準備書面	8
原則的立地条件(3)	立地審査指針1ページの原則的立地条件の(3)	第17準備書面	8
原子炉施設等基準 検討チーム	発電用軽水型原子炉の新規制基準に関する検討チーム	第18準備書面	22
二			
航空機	大型航空機	第13準備書面	12
航空機衝突影響評価	特定重大事故等対処施設における故意による大型航空機の衝突による影響の評価	第13準備書面	12

航空機衝突評価ガイド	実用発電用原子炉に係る航空機衝突影響評価に関する審査ガイド	第13準備書面	15
工場等	発電用原子炉を設置する工場又は事業所	第13準備書面	7
後段規制	原子炉の設計及び工事の方法の認可以降の規制	第5準備書面	8
国会事故調	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会	第3準備書面	25
国会事故調報告書	東京電力福島原子力発電所事故調査委員会作成に係る国会事故調報告書	第3準備書面	25
し			
事件性の要件	当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であること	第1準備書面	17
事故防止対策	自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた事故の防止対策	第7準備書面	6
地震ガイド	基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド	第14準備書面	11
地震本部	地震調査研究推進本部	第14準備書面	22
地震本部報告書	『「活断層の長期評価手法」報告書(暫定版)』(平成22年11月)	第14準備書面	22
実用炉則	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則(昭和53年通商産業省第77号)	第4準備書面	12
重大事故	炉心等の著しい損傷に至る事故	第7準備書面	6
重大事故等	重大事故とは、発電用原子炉の炉心の著しい損傷又は核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体若しくは使用済燃料の著しい損傷を指し(改正原子炉等規制法43条の3の6第1項3号、実用炉則4条)、それに至るおそれがある事故(ただし、運転時の異常な過渡変化や設計基準事故を除く。)と併せたもの	第8準備書面	5
重大事故等対策	「重大事故の発生防止対策」及び「重大事故の拡大防止対策」を併せて	第7準備書面	7
重大事故等対処設備	重大事故等に対処するための機能を有する設備	第11準備書面	15
重大事故の拡大防止対策	重大事故が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた大量の放射性物質が敷地外部に放出される事態を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7
重大事故の発生防止対策	重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)が発生した場合における自然的条件及び社会的条件との関係をも含めた炉心等の著しい損傷を防止するための安全確保対策	第7準備書面	7
重要度分類指針	「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」(平成2年8月30日原子力安全委員会決定)	第8準備書面	9

使用済燃料	原子炉に燃料として使用した核燃料物質その他原子核分裂をさせた核燃料物質	第5準備書面	7
常設重大事故緩和設備	重大事故緩和設備のうち常設のもの	第14準備書面	10
常設重大事故防止設備	重大事故防止設備のうち常設のもの	第14準備書面	10
常設耐震重要重大事故防止設備	常設重大事故防止設備であって、耐震重要施設に属する設計基準事故対処設備が有する機能を代替するもの	第14準備書面	10
使用停止等処分	改正原子炉等規制法43条の3の23第1項に基づく、発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために必要な措置	第3準備書面	57
省令62号	発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令(昭和40年6月15日通商産業省令第62号)	第5準備書面	10
昭和38年最高裁判決	最高裁判所昭和38年3月27日大法廷判決(刑集17巻2号112ページ)	第1準備書面	15
昭和39年立地審査指針	原子炉立地審査指針及びその適用に関する判断のめやすについて」(昭和39年5月27日原子力委員会決定。平成元年3月27日一部改訂)	第3準備書面	42
昭和57年最高裁判決	最高裁判所昭和57年9月9日第一小法廷判決(民集36巻9号1679ページ)	第6準備書面	19
審査基準等	「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等」	第5準備書面	35
地震等検討小委員会	地震・津波関連指針等検討小委員会	第18準備書面	18
地震等基準検討チーム	発電用軽水型原子炉施設の地震・津波に関わる規制基準に関する検討チーム	第18準備書面	22
地震本部	文部科学省に設置されている地震調査研究推進本部	第20準備書面	16
事態対処法	武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年6月13日法律第79号)	第21準備書面	10
せ			
政府案	原子力の安全の確保に関する組織及び制度を改革するための環境省設置法等の一部を改正する法律案	第1準備書面	51
設置許可基準規則	実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年6月28日原子力規制委員会規則第5号)	第3準備書面	15
設置許可基準規則の解釈	平成25年6月19日原規技発第1306193号原子力規制委員会決定「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」	第7準備書面	9
設置法	原子力規制委員会設置法	答弁書	30

設置許可基準規則等	原子力規制委員会が定めた設置許可基準規則、同規則の解釈及び審査ガイド等	第18準備書面	5
た			
耐震重要施設	設計基準対象施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの	第14準備書面	8
耐震重要度	設計基準対象施設の安全機能が喪失した場合の影響の相対的な程度	第11準備書面	9
耐震重要度分類	耐震重要度に応じた設置許可基準規則の解釈別記2の2に掲げる分類	第11準備書面	9
竜巻ガイド	原子力発電所の竜巻影響評価ガイド	第16準備書面	8
耐震指針	改正前を含む「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第18準備書面	18
大規模損壊	大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる発電用原子炉の大規模な損壊	第19準備書面	9
ち			
地域協議会	地域原子力防災協議会	第12準備書面	11
地質審査ガイド	平成25年6月19日原管地発第1306191号原子力規制委員会決定「敷地内及び敷地周辺の地質・地質構造調査に係る審査ガイド」	第7準備書面	9
と			
東電	東京電力株式会社	第3準備書面	25
東北地方太平洋沖地震	平成23年3月11日の東北地方太平洋沖地震	第3準備書面	9
特重審査ガイド	実用発電用原子炉に係る特定重大事故等対処施設に関する審査ガイド	第13準備書面	11
東海第二発電所	日本原子力発電株式会社東海第二発電所	第18準備書面	19
な			
仲野意見書	仲野教授の意見書	第6準備書面	6
仲野教授	京都大学仲野武志教授	第6準備書面	6
浪江町	福島県双葉郡浪江町	第3準備書面	9
ね			
燃料体	発電用原子炉に燃料として使用する核燃料物質	第5準備書面	31
は			
函館市長	工藤壽樹函館市長	第3準備書面	9
発電用原子炉設置者	原子力規制委員会から発電用原子炉の設置許可を受けた者	第5準備書面	13

ひ			
被告会社	被告電源開発株式会社	答弁書	5
被告会社準備書面1	被告会社の平成26年9月30日付け準備書面1	第6準備書面	26
被告国第1準備書面	被告国の平成26年12月25日付け第1準備書面	第2準備書面	4
被告国第4準備書面	被告国の平成27年10月6日付け第4準備書面	第6準備書面	21
被告国第5準備書面	被告国の平成28年1月12日付け第5準備書面	第7準備書面	5
被告国第6準備書面	被告国の平成28年7月14日付け第6準備書面	第7準備書面	5
被告国第7準備書面	被告国の平成28年10月18日付け第7準備書面	第8準備書面	5
被告国第12準備書面	被告国の平成30年2月9日付け被告国第12準備書面	第17準備書面	14
被告国第13準備書面	被告国の平成30年5月14日付け被告国第13準備書面	第19準備書面	6
被告国第18準備書面	被告国の令和元年7月17日付け被告国第18準備書面	第19準備書面	12
被告国第11準備書面	被告国の平成29年11月8日付け被告国第11準備書面	第21準備書面	6
被告国第9準備書面	被告国の平成29年4月21日付け被告国第9準備書面	第21準備書面	6
被告国第19準備書面	被告国の令和元年11月6日付け被告国第19準備書面	第21準備書面	6
被告国第10準備書面	被告国の平成29年8月2日付け被告国第10準備書面	第21準備書面	19
ふ			
福島第一発電所	東京電力株式会社福島第一原子力発電所	第3準備書面	9
福島第一発電所事故	平成23年3月11日の福島第一原子力発電所における原子炉事故	第3準備書面	9
双葉町	福島県双葉郡双葉町	第3準備書面	9
福島第一発電所事故の技術的知見	東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の技術的知見について(平成24年3月原子力安全・保安院)	第18準備書面	11
福島第二発電所	東京電力株式会社福島第二原子力発電所	第18準備書面	19
藤原氏	藤原広行氏	第20準備書面	24
へ			
米国NRC	アメリカ合衆国原子力規制委員会	第16準備書面	13
平成9年最高裁判決	最高裁判所平成9年1月28日第三小法廷判決(民集5 1巻1号250ページ)	第6準備書面	20
平成13年3月最高裁判決	最高裁判所平成13年3月13日第三小法廷判決(民集5 5巻2号283ページ)	第1準備書面	30

平成13年7月最高裁判決	最高裁判所平成13年7月13日第二小法廷判決(訟務月報48巻8号2014ページ)	第1準備書面	24
平成14年1月最高裁判決	最高裁判所平成14年1月22日第三小法廷判決(民集56巻1号46ページ)	第1準備書面	36
平成14年7月最高裁判決	最高裁判所平成14年7月9日第三小法廷判決(民集56巻6号1134ページ)	第1準備書面	18
平成18年耐震設計審査指針	発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」(平成18年9月19日原子力安全委員会決定)	第3準備書面	14
平成24年改正	平成24年法律第47号による改正	答弁書	5
平成24年改正前原子力基本法	平成24年改正前の原子力基本法	第1準備書面	41
平成24年改正前原子炉等規制法	平成24年改正前の核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律	答弁書	5
平成24年改正前電気事業法	設置法による改正前の電気事業法	第5準備書面	6
平成24年審査基準	平成24年9月19日付け審査基準等	第5準備書面	35
平成25年審査基準	平成25年6月19日付け審査基準等	第5準備書面	36
平成18年耐震指針	平成18年改正後の「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」	第18準備書面	18
平成13年耐震指針	平成18年耐震指針以前の平成13年耐震設計審査指針	第20準備書面	19

ほ

保安院	原子力安全・保安院	第3準備書面	26
本件訴え変更申立書	原告の平成27年7月7日付け訴えの交換的変更申立書(被告国関係)	第4準備書面	6
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せるとき	答弁書 ※第4準備書面で変更	5
本件各訴え	本件差止めの訴え及び本件無効確認の訴えを併せるとき	第4準備書面 ※答弁書から変更	7
本件義務付けの訴え	原子力規制委員会が被告会社に対して本件発電所の建設の停止を命ずることの義務付けの求め	答弁書	5
本件原子炉	本件発電所に係る原子炉	答弁書	5
本件原子炉施設	本件発電所に係る原子炉及びその附属施設	答弁書	5
本件工事計画認可申請	被告会社が平成26年12月16日付で原子力規制委員会に対してした、本件原子炉施設に係る工事計画認可申請	第4準備書面	12
本件差止めの訴え	原告の本件設置変更許可処分をすることの差止めの訴え	第4準備書面	6
本件設置許可処分	経済産業大臣の平成20年4月23日付け被告会社に対する本件発電所の設置許可処分	答弁書	5

本件設置変更許可処分	原子力規制委員会の本件設置変更許可申請に対する本件原子炉の設置変更許可処分	第4準備書面	6
本件設置変更許可申請	被告会社が平成26年12月16日付けで原子力規制委員会に対し、本件原子炉の設置変更許可申請	第4準備書面	6
本件発電所	大間原子力発電所	答弁書	5
本件法律案	「原子力規制委員会設置法案」起草案	第1準備書面	52
本件無効確認の訴え	本件設置許可処分の無効確認の訴え	答弁書	5
防災指針	平成12年に改称された原子力施設等の防災対策について	第17準備書面	28
み			
南相馬市	福島県南相馬市	第3準備書面	33
も			
もんじゅ最高裁判決	最高裁判所平成4年9月22日第三小法廷判決・民集4 6巻6号571ページ	答弁書	9
り			
立地審査の指針2. 1	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2. 1	第17準備書面	10
立地審査の指針2. 2	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2. 2	第17準備書面	10
立地審査の指針2. 3	立地審査指針2ページの立地審査の指針の2. 3	第17準備書面	10
立地審査指針要求事項①	原則的立地条件(2), 基本的目標a, 立地審査の指針2. 1	第17準備書面	13
立地審査指針要求事項②	原則的立地条件(3), 基本的目標b, 立地審査の指針2. 2	第17準備書面	13
立地審査指針要求事項③	原則的立地条件(3), 基本的目標c, 立地審査の指針2. 3	第17準備書面	14
れ			
レシピ	震源断層を特定した地震の強震動予測手法(「レシピ」)	第15準備書面	23
ろ			
炉心等の著しい損傷	発電用原子炉の炉心の著しい損傷若しくは核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷	第7準備書面	6
炉心損傷防止等有効性評価ガイド	実用発電用原子炉に係る炉心損傷防止対策及び格納容器破損防災対策の有効性評価に関する審査ガイド	第17準備書面	22